

福岡県公報

平成20年7月30日
第 2 8 5 4 号

目 次

告 示 (第1264号 - 第1271号)

保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	1
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	3

公 告

社団法人全国公営住宅火災共済機構の平成19年度経営状況の公表	(県営住宅課)	4
一般競争入札の実施	(広域地域振興課)	4
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (平成20年5月福岡県告示第769号) 中正誤		6

告 示

福岡県告示第1264号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30

条の規定により次のように告示する。

平成20年7月30日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成元年8月10日農林水産省告示第1034号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1265号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成20年7月30日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市長田町7-6、10-1、10-3、10-4、11-5、7-5及び11-4の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
久留米市櫛原町113番地92
株式会社ライツプランニング 代表取締役 平本 光

福岡県告示第1266号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年7月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和59年1月25日農林水産省告示第214号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1267号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年7月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成20年7月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 松崎歴史文化遺産保存会
 - (2) 代表者の氏名
田熊 正子
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県小郡市松崎414番地2
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、地域の歴史文化遺産を活用した町づくりと保存活動、地域のユニー

クな歴史文化活動の交流拠点づくりやふるさとの豊かな自然環境を基軸とした地域づくり、そして松崎歴史文化遺産憲章の啓蒙啓発等の活動や諸事業を地域の一般市民、歴史・文学・自然の研究者・愛好家、関係諸団体等と行うことにより、町づくりと地域文化の振興及び環境保全に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1268号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年7月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成20年7月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
NPO法人明倫孝行塾
 - (2) 代表者の氏名
中島 昌明
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市城島町江島280番地1
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、不登校の子どもたちに居場所を提供し、または教育の支援を通して健全な育成を推進し、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1269号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年7月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年7月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 ささぐりまちづくりの会

(2) 代表者の氏名

山内 芳

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲517番地1の205号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、篠栗町において、まちづくりの推進に関する事業を行い、地域の活性化及び観光と商業の振興に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1270号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年7月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年7月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人きよみず作業所

(2) 代表者の氏名

福田 時光

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県みやま市瀬高町下庄801番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者を対象とした、社会復帰支援事業等を行い、もって地域社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1271号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年7月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年7月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更前) 特定非営利活動法人ボランティアちくほう

(変更後) 特定非営利活動法人ちくほう結

(2) 代表者の氏名

大野 隆司

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川市大字糶2156番地1

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、人間らしい生活を自力で営むことが困難な人びと（貧困者、高齢者、身体障害者、知的障害者、障害児、児童、母子など）や、病気や怪我、災害などで困難になった人びとに対して、社会保障・社会福祉の本旨にのっとり、具体的困難を解決するために、非営利・協同のボランティア精神を發揮し、生活支援、相談活動等の必要な支援を行い、豊かな社会福祉の街づくり、総合的な公的介護保障の充実など、平和な地域社会の発展に貢献することを目的とする。

(変更後) この法人は、非営利・協同の理念に基く地域社会の担い手として高齢者

や障がい者の切実な介護サービスのニーズに応えると共に、生活支援事業（たすけ合い事業）、相談活動等の枠外事業の拡充に取り組み、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる総合的な公的介護保障の充実、平和な地域社会の発展に貢献する事を目的とする。

公 告

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から、平成19年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成20年7月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	705
加入戸数	859,724戸
共済委託契約金額	7,697,366,667,000円
火災共済掛金	1,031,110,956円
被災戸数	476戸
火災共済給付金	464,773,477円
特定給付金	23,027,276円
復興建築助成戸数	207戸
復興建築助成金	76,049,072円
住宅災害見舞戸数	1,117戸
住宅災害見舞金	27,290,000円
住宅防火施設整備補助会員数	256
住宅防火施設整備補助金	137,924,600円

2 収支計算

(1) 収入

火災共済掛金収入	1,031,110,956円
----------	----------------

建物管理の部収入	44,148,075円
その他の収入	192,206,070円
当期収入合計(A)	1,267,465,101円
前期繰越収支差額	602,835,058円
収入合計(B)	1,870,300,159円

(2) 支出

事業費	880,538,245円
管理費	146,707,546円
建物管理費	20,796,078円
特定資産等取得支出	171,662,874円
当期支出合計(C)	1,219,704,743円
当期収支差額(A) - (C)	47,760,358円
次期繰越収支差額(B) - (C)	650,595,416円

公告

福岡県が行う平成20年度法人土地基本調査及び法人建物調査実施委託業務に用いる電子計算機等の賃貸借及び保守について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年7月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

福岡県が行う平成20年度法人土地基本調査及び法人建物調査実施委託業務に用いる電子計算機等の賃貸借及び保守契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成20年9月1日から平成21年2月28日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年4月1日現在において、「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者であること。

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年8月11日（月）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
5	02	電気通信機器	A A、A又はB
13	08	リース・レンタル	A A、A又はB

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者

(3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県企画・地域振興部広域地域振興課 土地対策係

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3213

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間

この公告の日から平成20年8月11日（月）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時

00分から午後5時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び提出期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 提出期限

平成20年8月11日（月）午後5時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）

10 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成20年8月12日（火）午後2時00分

(2) 場所

福岡市博多区吉塚本町13番50号

福岡県吉塚合同庁舎 4階 401号会議室

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、それ以外の場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金
 契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効
 次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札
 (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
 (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
 (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札
 (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
 (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
 (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法
 (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他
 (1) 契約書の作成を要する。
 (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
 (3) その他詳細は入札説明書による。

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
20・5・9	2820	告示	769	2		○	後から8		農林水産省告示第1207号（1及び2に係るものに [○] 限る [○] 。）	農林水産省告示第1207号